

薬物乱用対策の取り組み



茨城県保健医療部医療局薬務課

R5.2.1 ライオンズクラブ国際協会333-E地区 薬物乱用防止教育認定講師養成講座

0

本日の内容

- 1 はじめに
- 2 薬物乱用の状況について
- 3 薬物乱用対策について
 - ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例
 - ・茨城県薬物乱用防止五か年戦略
- 4 薬物乱用防止啓発組織について
- 5 主な啓発活動について

1

1

薬物乱用とは？

□薬物乱用

- ・決められたルールからはずれた方法や目的で薬物を使うこと
- ・覚醒剤などの医療目的にない薬物を不正に使用すること
- ・医薬品を、本来の医療目的から逸脱した用法や用量、目的として使用すること



※遊びや快楽のために使用した場合、たとえ1回の使用でも「乱用」になります。

2

2

乱用のきっかけ

- ・快樂の追求、好奇心、遊び半分
- ・密売人の巧みな誘い
「やせられる」、「自信がつく」、「充実感がある」、
「スカッとする」、「元気が出る」
- ・身近な人からの誘い
「信頼のおける身近な人から勧められる」など

3

3

乱用される代表的な違法薬物

興奮作用のある薬物	幻覚作用のある薬物	抑制作用のある薬物
 <p>覚醒剤 コカイン</p>  <p>MDMA</p>	 <p>LSD</p>	<p>あへん系麻薬 ヘロイン、モルヒネなど</p> <p>有機溶剤 シンナー、トルエンなど</p>  <p>大麻(マリファナ)</p>

- 亂用される危険性のある薬物は、精神に影響を与える作用を持っており、中枢神経系を興奮させたり、抑制したりすることで、多幸感、壮快感、酩酊、不安の除去、幻覚などをもたらす働きがある。

4

4

薬物乱用による身体への影響①

- 中枢神経がおかされることによる**神経障害**
- 肺・心臓・消化器官などの**内臓障害** など



たった1回の乱用でも、脳や身体に影響

5

5

薬物乱用による身体への影響②

薬物乱用の最も恐ろしい特徴が、「**依存性**」と「**耐性**」
やめたくてもやめられない状態(**依存症**)に…

□ 依存性

- 1回くらいなら、と思ってもまた使いたくなり、繰り返し使ううちに、薬物の使い方のコントロールが効かなくなること

□ 耐性

- 使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効き方が薄れしていくこと

6

6

精神的依存と身体的依存

□ 精神的依存

楽しさや満足感をもたらす作用がある、不安・不眠などの不快感を低減させることができるとの期待から、ある種の薬物の反復的使用を渴望し、または脅迫的に使用を迫られる傾向が存在していること。

□ 身体的依存

習慣作用として、一定の化学物質が継続的に体内組織に存在していることが欲求される状態で、使用を中止すれば、死に繋がりかねない重大な禁断症状を呈する。

7

7

フラッシュバック

- 薬物の乱用の害は半永久的に続く。
- 薬物の乱用などでひとたび幻覚・被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているかにみえても、精神異常が再び起こりやすい下地が残ってしまう。
- 亂用をやめ、普通の生活に戻ったようでも、何かの刺激によって再び幻覚・妄想などの精神異常が再燃することがあり、これを**フラッシュバック(自然再燃)現象**という。
- お酒を飲んだり心的なストレスなど、ほんの小さなきっかけで起こる。



8

8

本日の内容

- 1 はじめに
- 2 薬物乱用の状況について
- 3 薬物乱用対策について
 - ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例
 - ・茨城県薬物乱用防止五か年戦略
- 4 薬物乱用防止啓発組織について
- 5 主な啓発活動について

9

9

薬物事犯検挙者数の推移



10

我が国の薬物犯罪の特徴

口覚醒剤(薬物事犯の約5~6割を占める)

- ・再犯率(65%超)が、他の薬物に比べて高く、強い依存性あり!!
- ・高齢者の割合が高いことが特徴
- 一旦乱用が始まると継続的な乱用に陥る傾向が疑われる

口大麻(薬物事犯の約4割を占める)

- ・若年層を中心に乱用が拡大
- ・初犯者率(75%超)が高く、**ゲートウェイドラッグ**※と言われている

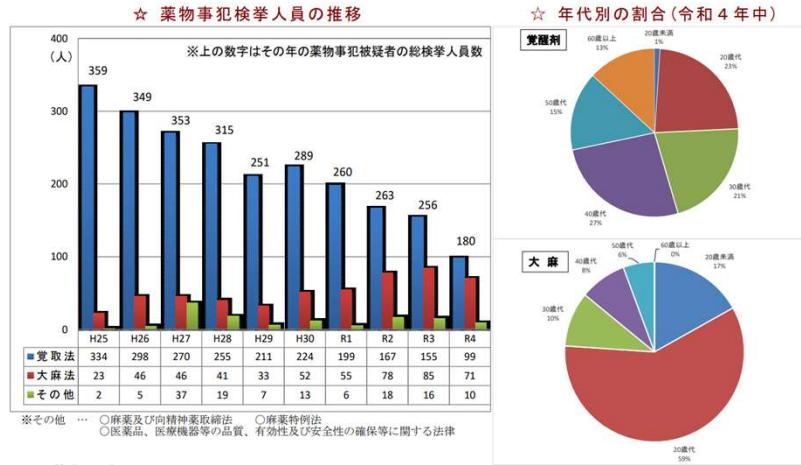
※比較的、人体に影響の少ないとされるソフトドラッグの使用が、将来的に非常に危険なハードドラッグや犯罪への入口になるという考え方

11

11

茨城県における薬物情勢の概況

引用：茨城県警察ホームページ



12

12

茨城県における薬物事犯

- 笠間市の女子中学生が覚醒剤使用により逮捕(H28.1)
- 茨城町において男子高校生3名と有職少年1名の計4名が大麻を所持したとして逮捕(H28.11)
- 水戸市において高校3年の男子生徒3名と18歳の少年1名の計4名が大麻を所持したとして逮捕(H29.1)
- 水戸市において高校2年の女子生徒が知人宅で覚醒剤を使用したとして逮捕(H30.7)
- 土浦市において25歳の男性消防士が、大麻所持の容疑で逮捕(R2.5)
- 取手市において24歳とび職の男性が、大麻栽培疑いで逮捕(R3.11)
- 大子町において40歳町職員が、大麻所持疑いにより逮捕(R4.8)
- 日立市において27歳消防署員が、大麻所持の容疑で逮捕(R4.9)

13

13

大麻の現状①

- 大麻事犯の検挙人員は、令和3年まで**8年連続で増加し過去最高を更新**。令和4年の検挙者数も、同様に高い水準。
- 本県でも、平成26年以降増加傾向にあり、薬物事犯の検挙者数の約3割を占める状況。
- **若年層の検挙者数は増加傾向**にあり、低年齢化が懸念されている。
- 特に、近年、大学生の大麻乱用が問題となっている。



14

14

大麻事犯における検挙人員及び30歳未満の割合

- 大麻事犯における30歳未満の検挙人員は、**過去最多を更新した昨年と同水準**
- 大麻事犯の検挙人員のうち、**30歳未満**が占める割合は**69.2%**



15

15

大麻の現状②

- **大麻の形態の多様化** 大麻オイル、大麻ワックス等の大麻濃縮物（高濃度のTHC含有）の市場流通や、**大麻含有食品**等の持ち込みのおそれ。
- 昨今、大麻の有害成分であるTHCを高濃度で含む大麻ワックス等の大麻濃縮物の乱用拡大が認められ、人体への影響の増大が懸念されている。
- **海外渡航者**に対する注意喚起や訪日外国人に対する持込禁止の徹底を図る必要がある。



16

16

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

法改正

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

○ 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）
「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法
「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）

② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。

② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

17

17

危険ドラッグ対策

□危険ドラッグ

- ・危険ドラッグは、「脱法ドラッグ」「合法ハーブ」など、いろいろな名称で、主にヘッドショップ、インターネット等で、麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるとして販売されています。
- ・麻薬、覚醒剤には指定されていないが、それらと類似の有害性が疑われる物質です。
- ・2015年に撲滅された危険ドラッグ販売店が急増！

<危険ドラッグの例>



18

18

危険ドラッグ対策

□大麻グミ

- ・大麻の類似成分を含むグミやクッキーによる健康被害が全国で発生。
- ・県内でも、20代数人が「大麻クッキー」(袋にTHCHとの記載)で病院に救急搬送。(県警)
- ・薬務課と県警で県内店舗への立入を実施。



画像引用元:NHK NEWS

□規制

- R5.12.2指定薬物
HHCH
- R5.12.21広域規制製品
38品目
- R6.1.6指定薬物
HHCV、HHCB、HHC、HHCH、**HHCP**、HHC-Octyl、HHCjd



19

19

市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

口オーバードーズ

- ・薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬などを用法や用量を守らずに、大量に飲み続けるなど誤った使用をすること。
- ・近年、若年者を中心にオーバードーズが増加、社会問題となっている。

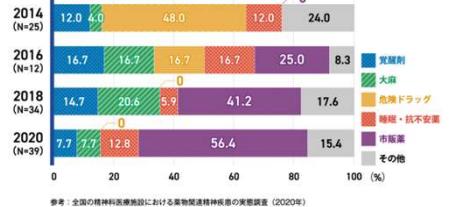
「過去1年以内に市販薬の乱用経験がある」という高校生

約60人に1人の割合

(高校生全体の1.57%、推計値)



*「薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021」
(国立精神神経医療研究センター)



参考：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2020年）
(国立精神神経医療研究センター)

20

20

市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

口医薬品の適正使用

- ・薬機法に基づき、販売規制がされている。
- 1. 薬局又は医薬品販売業者は、薬剤師または登録販売者に次の事項を確認させること
 - 購入しようとする者が若年者である場合は、氏名及び年齢
 - 購入者又は使用者について、他の薬局等での濫用等おそれのある医薬品の購入及び譲受状況
 - 適正な使用のために必要な量(原則1包装)を超えて購入しようと場合は、その理由
- 2. 適正な使用のために必要と認められる数量(原則1包装)に限り販売すること。



21

21

市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

□茨城県の相談窓口

○精神保健福祉センター

薬物の問題を抱えるご本人やご家族の相談をお受けしています。

相談援助課:電話番号029-243-2870

受付時間:月曜日から金曜日 8:30~17:15 ※祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。

○子どもホットライン

いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など

対象: **子ども専用** 相談方法:電話、FAX、メール

電話:029-221-8181 FAX:029-302-2166 E-mail:kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

受付時間:24時間

○いばらき子どもSNS相談

学校のこと、友だちのこと、家族のこと、自分自身のことなど

対象: **小中高生** 相談方法:SNS(LINE)

受付時間:毎日 18:00~22:00

○こころのSNS相談@いばらき談

対象:学生でも大人でも、県内在住の方、県内に通勤通学している方ならどなたでも利用可

受付時間:毎日 17:00~22:00 ※土日祝日や年末年始も相談可



業務課ホームページ

22

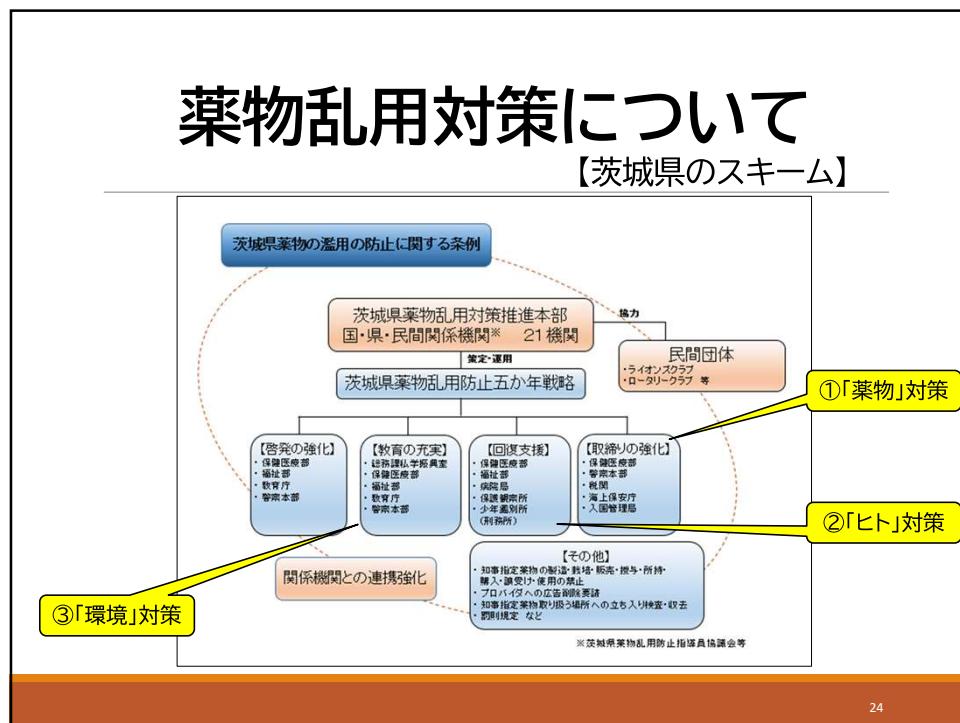
22

本日の内容

- 1 はじめに
- 2 薬物乱用の状況について
- 3 薬物乱用対策について
 - ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例
 - ・茨城県薬物乱用防止五か年戦略
- 4 薬物乱用防止啓発組織について
- 5 主な啓発活動について

23

23



24

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成27年6月23日公布・施行)

【目的】

- いわゆる危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について、県及び県民の責務を明らかにする。
- 県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の乱用から県民の命と暮らしを守り、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

【県の責務】

- 薬物の乱用防止に関する施策の策定及び実施、国、他の都道府県、県内市町村、民間団体、事業者、教育関係者等との連携・協力

【県民の責務】

- 薬物の乱用の危険性に関する知識・理解を深め、その防止に努めるとともに、県の施策に協力

25

25

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例

(平成27年6月23日公布・施行)

【基本的な施策】

- 薬物の濫用防止に関する施策を推進するための体制整備
- 薬物の危険性等に関する調査研究、研究開発の推進
- 薬物に関する情報の収集、県民への情報提供
- 薬物の危険性及び違法性に関する正しい知識に基づき行動するための教育及び啓発
- 薬物の依存症患者の回復支援のための相談体制及び治療体制の整備

【危険ドラッグなど】

- 「**知事指定薬物の指定**」の他、「プロバイダ削除要請」「**指定薬物を使用する場所の提供・あっせんの禁止**」「警察職員の立入権限の付与」を規定

26

26

茨城県薬物乱用防止五か年戦略

<基本目標>

世界的な薬物乱用問題の解決に向け、関係機関が一体となって総合的な対策を講ずる。

<五つの目標>

- (目標1) 青少年を中心とした**広報・啓発**を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止
- (目標2) 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による**再乱用防止**
- (目標3) 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する**取締りの徹底**及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による**薬物の流通阻止**
- (目標4)**水際対策**の徹底による薬物の密輸入阻止
- (目標5)国際社会の一員としての**国際連携・協力**を通じた薬物乱用防止

<戦略期間>

2018年10月～2023年9月 ※2024年3月まで延長



第六次

27

27

本日の内容

- 1 はじめに
- 2 薬物乱用の状況について
- 3 薬物乱用対策について
 - ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例
 - ・茨城県薬物乱用防止五か年戦略
- 4 **薬物乱用防止啓発組織について**
- 5 主な啓発活動について

28

28

薬物乱用防止啓発組織

□茨城県薬物乱用防止対策班

- ・各保健所と薬務課に設置(10 班)
- ・薬物乱用防止教室の講師
- ・相談窓口薬物に関する住民からの相談を受ける

□茨城県薬物乱用防止指導員協議会

- ・ボランティアで薬物乱用防止教室の講師など、啓発活動にあたる

29

29

薬物乱用防止指導員協議会

- 平成2年に設立された、薬物乱用防止に係る啓発活動を展開している民間ボランティア団体
- 9の地区協議会で構成され、知事から委嘱を受けた400名の指導員が、各地域に密着した啓発活動を行っている(任期2年)
- 茨城県薬物乱用対策推進本部の構成機関として、県の薬物乱用対策の一翼を担う
※青少年相談員、民生委員・児童委員、保護司、薬剤師
ライオンズクラブ、ロータリークラブ等

30

30

薬物乱用防止指導員の職務

- ① 研修会等に参加し、指導員としての知識の習得及び情報の収集を積極的に行う。
- ② 各地域団体等の会合、集会等に参加し、指導員として、覚醒剤・シンナー等の薬物乱用防止のための啓発を行うとともに、**学校等の薬物乱用防止教室へ協力**する。
- ③ 地域住民からの薬物乱用に関する相談を受けた場合、必要に応じて管轄保健所へ通報する。
- ④ その他、薬物乱用防止に必要な活動を行う。

31

31

薬物乱用防止教室の開催状況

令和4年度開催率(%)

	公立	私立(H30)
小学校	90.4(414／458)	57.1(4 ／ 7)
中学校	95.2(218／229)	73.3(11 ／ 15)
高等学校	98.9 (94／ 95)	84.6(22 ／ 26)
合計	92.8(726／782)	77.1(37 ／ 48)

●参考

- ・対策班(業務課、保健所)の実績
延べ2回実施し、285人に啓発
- ・指導員の実績
延べ127回実施し、16,279人に啓発

32

32

本日の内容

- 1 はじめに
- 2 薬物乱用の状況について
- 3 薬物乱用対策について
 - ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例
 - ・茨城県薬物乱用防止五か年戦略
- 4 薬物乱用防止啓発組織について
- 5 主な啓発活動について

33

33

主な啓発活動

- 小・中・高校等における薬物乱用防止教室（隨時）
- 不正大麻・けし撲滅運動（4月20日～7月31日）
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）
- 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月1日～11月30日）
- その他（中学校へのクリアファイル配付等）

34

34

主な啓発活動

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
 - ・ 6・26ヤング街頭キャンペーン
※6/26：国際麻薬乱用撲滅デー
 - ・ 茨城空港キャンペーン（県、県警、税関合同）
 - ・ 地域団体キャンペーン
 - ・ 高校野球県大会の会場等における横断幕掲示
 - ・ 国連支援募金運動
令和4年度、募金総額約78万円で茨城県は、全国11位に！
- 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動
 - ・ 地元産業祭 や「薬と健康の週間」街頭
 - ・ 薬の相談所におけるキャンペーン活動

35

35

若年層に向けた啓発事業

1. 映画館での啓発映像放映
2. 運転免許センターでの啓発映像放映
3. 大洗駅待合室内デジタルサイネージでの啓発映像の放映



36

36

若年層に向けた啓発事業

4. JR、私鉄バス等の公共交通機関での啓発ポスター掲示



37

37

若年層に向けた啓発事業

5. 公式X(旧ツイッター)掲載



38

38

近年作成した啓発資材



横断幕



ティッシュ



啓発用マスク

39

39

ご静聴ありがとうございました。



40